墨田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を公布する。

令和２年３月３０日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第６号

墨田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

墨田区子ども・子育て会議条例（平成２５年墨田区条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「「法」を「「支援法」に改め、「第７７条第１項」の次に「及び次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号。以下「次世代法」という。）第２１条第１項」を加える。

第２条中「法」を「支援法及び次世代法」に改める。

第３条第３号中「墨田区子ども・子育て支援事業計画」を「墨田区子ども・子育て支援総合計画」に改め、同条第４号中「係る施策」の次に「及び次世代育成支援対策」を加え、「及び当該施策」を「並びに当該施策及び対策」に改める。

第４条第１項第１号中「子ども・子育て支援」の次に「及び次世代育成支援対策」を加え、同条第２項中「２年」を「委嘱の日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

付　則

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に委員である者の任期は、この条例による改正後の第４条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。